

## ペット

## 飼い主のルールとマナー

## あなたの犬や猫はご近所から愛されていますか!?

飼い主は、回りに迷惑や危害を及ぼさない心くばりとしつけが大切です。ご近所の方すべてが、犬・ねこの好きな方とは限りません。そんな方々からも理解を得られるよう、責任をもって飼いましょう。

## ●犬はつないで、事故の防止に心掛けましょう。

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。犬は放れてしまうと、他人に恐怖をあたえたり、咬みつき事故を起こしたり、迷子になったり、さらには交通事故にあたりと様々な事件事故の原因ともなります。散歩のときも、必ず引き綱はつけましょう。

## ●「身元証明」で愛犬・愛猫の迷子をなくしましょう。

迷子をなくすためにも、飼い犬には「鑑札」・「注射済票」だけでなく、迷子札（電話番号など）を必ず首輪などに装着しましょう。犬猫ともに、迷子札の代わりにマイクロチップの埋め込みをすれば、脱落することもなく、外観も損ねず、より効果的です。

## ●「捨て犬」・「捨て猫」をなくしましょう。

動物を捨てることは、動物愛護法に違反する行為です。飼っていただける方を探しましょう。また、子犬や子猫が生まれて困るより「生まれない手術（不妊去勢手術）」をおすすめします。

## ●環境美化につとめましょう。

愛犬・愛猫の排泄物の始末は飼い主の義務です。散歩中、「ふん」をしたときは必ず持ち帰り、公共の場所（公園、道路など）や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。飼育場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

## ●立派にしつけて愛される犬・猫にしましょう。

鳴き声による騒音、排泄物による苦情、咬みつき事故等々の多くは飼い主の「飼育管理」や「しつけ」によって防止・改善することができます。飼い主の努力で、ご近所から愛される犬・猫にあげましょう。



## ●猫はできるだけ室内で飼うように努めましょう。

交通事故、病気、迷子等の危険から猫を守ることができます。また、近所の家でフンをしたり、畑や花壇を荒したり、車等にキズをつけてしまうといったご近所トラブルを防ぐこともできます。上下運動ができるように家具を配置することで屋内だけでもストレスをためず健康に生活することができます。

## ●災害時に備えましょう。

災害時に愛犬・愛猫と一緒に安全な避難できるよう、日頃から基本的なしつけをして、予備のえさなども備えておきましょう。

## ●飼い主のいない猫の世話をしている方へ

エサを与えるだけで、そのほかの管理をしないのは無責任な行為です。結果的に野良猫の数を増やすことになり、フンやいたずらでご近所に迷惑をかけてしまうことにつながります(猫が苦手な方やアレルギーを持っている方もいます)。それに加え、交通事故や病気で死亡する不幸な猫を増やしてしまうことにもなります。

飼い主のいない猫の世話であっても、管理者としての責任があるため周辺住民の理解を得て適切な飼養に努めましょう。

エサを直接地面に置くと、不衛生となり、猫もお腹を壊す恐れがあるため容器に入れてください。また、エサを置いたままにするとカラスが散らかしたり、ハエ等の害虫が発生するなどの原因になります。エサは毎日同じ時間に必要最低限を与え、一定の時間が過ぎたら片付けましょう。

猫のトイレを設置してこまめに掃除をするなど、出来る限りほかの人の迷惑にならないようにしましょう。また、生まれてこないように全頭に不妊手術をしましょう。

## ●さくらねこについて

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関する苦情や、殺処分数の減少に寄与する活動です。

「公益財団法人どうぶつ基金」のホームページは[こちら](https://www.city.bando.lg.jp/page/page000264.html)

なお、飼い主が不明な猫で、負傷または衰弱していたり、自立できないような子猫を保護した際は、ご連絡ください。

## 飼い犬について

### 1. 犬の登録と狂犬病予防注射

室内飼育、室外飼育の区別なく、生後91日以上すべての飼い犬は、生涯で1回の登録と毎年度1回の狂犬病予防注射を受けることが法律で義務づけられています。

市では、毎年4月に各地区の公民館等で狂犬病予防集合注射を行っています。集合注射実施日に都合の悪い方は、最寄りの動物病院で受けてください。

○登録手数料 2,000円（生涯1回）

○狂犬病予防注射済票交付手数料 350円（毎年度）

市役所窓口で手続きを行うと、「鑑札」または「注射済票」が発行されますので、飼い犬の首輪に付けてください。

また、茨城県では次の8犬種と大型の犬を「特定犬」に指定して、「おり」の中での飼育を義務づけています。

#### 【特定犬種】

- (1)秋田犬 (2)土佐犬 (3)紀州犬 (4)ジャーマン・シェパード (5)ドーベルマン  
(6)グレート・デーン (7)セント・バーナード  
(8)アメリカン・ピット・ブル・テリア (アメリカン・スタッフォードシャー・テリア)



### 2. 犬の登録事項の変更について

犬の飼い主に変更があった場合や、坂東市に飼い犬を転入されたときは届け出が必要です。また、飼い犬が死亡または長期間いなくなって戻らない場合は登録を変更しますので、生活環境課へご連絡ください。

### 3. 飼い犬がいなくなったら…

飼い犬がいなくなったら、生活環境課・茨城県動物指導センター・警察署に保護されているか、必ず問い合わせをしてください。茨城県動物指導センターや坂東市のホームページでは迷い犬・猫の情報を掲載しています。

茨城県動物指導センターホームページは、[こちら](#)

坂東市の犬猫の保護・捜索情報は、[こちら](#)

### 4. 迷い犬を保護したら…

迷い犬が保護したら、生活環境課・茨城県動物指導センター・警察署等に保護したことを伝えましょう。

### 5. 迷い犬にお困りの場合

市では犬捕獲機を貸し出しています。貸し出しを希望される方は生活環境課へお申し込みください。また、茨城県動物指導センターも相談を受けています。

茨城県動物指導センター 茨城県笠間市日沢47 TEL:0296-72-1200

境警察署 茨城県猿島郡境町長井戸51-27 TEL:0280-86-0110

## マイクロチップ情報の登録が義務になります

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は、ご自身が飼育する動物として、所有者情報を変更するための登録を行わなくてはなりません。変更登録の手続きは、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えます。

登録後に交付される登録証明書は、次回手続きの際に必要となりますので大切に保管してください。

ウェブページ(URL) <https://reg.mc.env.go.jp/>

公益社団法人 日本獣医師会 TEL:03-6384-5320 E-mail:info@mc.env.go.jp

## マイクロチップ助成事業

ペットの身元表示(所有明示)は「動物愛護管理法」で飼い主の努力義務とされています。災害や事故、迷子など不測の事態に遭遇した犬・猫が無事化犬主に戻るために、必要な身元表示として現在最も確実性のある方法は「マイクロチップの埋め込み」です。

茨城県獣医師会では、マイクロチップの装着を推進するために助成事業を実施いたします。

## マイクロチップデータ登録助成事業

### 実施期間

令和5年4月1日から助成頭数終了まで

## 助成頭数

先着1,000頭(犬猫の区別はありません)

## 助成対象

茨城県内に在住する飼い主が、実施期間内に茨城県獣医師会会員の動物病院でマイクロチップの埋め込みを実施した犬猫(ペットショップ等で埋め込んだ犬猫は対象外)

## 助成内容

動物病院から郵送されたAIPOへの「マイクロチップデータ登録申込書」の登録手続き、および登録手数料(1,050円)を茨城県獣医師会が負担します。

公益社団法人茨城県獣医師会 TEL:029-241-6242 [公益社団法人茨城県獣医師会HP\(外部リンク\)](#)

## マイクロチップの埋め込み助成事業

### 実施期間

令和5年4月1日から助成頭数終了まで

### 助成頭数

先着1,000頭(犬猫の区別はありません)

### 助成対象

茨城県内に在住する飼い主が、実施期間内に茨城県獣医師会会員の動物病院でマイクロチップの埋め込みを実施した犬猫(ペットショップ等で埋め込んだ犬猫は対象外)

### 助成金額

1頭につき2,000円(犬猫の区別はありません)

### 助成内容

動物病院から送付されたAIPOへの「マイクロチップデータ登録申請書」の受付をもって、埋め込み助成の応募受付となります。AIPOへの登録手続き後、飼い主あてに助成金が交付されます。

公益社団法人茨城県獣医師会 TEL:029-241-6242 [公益社団法人茨城県獣医師会HP\(外部リンク\)](#)

## 犬猫の避妊及び去勢手術補助金交付

令和5年4月1日から犬猫の避妊・去勢手術に要する費用の一部を補助します。

### 【対象者】

坂東市にお住まいの住民登録がある方で、市税等を滞納していない方

### 【対象動物】

対象者が飼育し、手術を行うことが適当であると獣医師が認めた生後6か月以上の犬猫

※令和5年4月1日以降に受ける手術が対象です。

※当該年度1世帯当たり犬1頭、猫1匹までです。また、犬については登録されていて当該年度に

狂犬病予防注射を受けている場合に限りです。

### 【補助額】

手術に要した費用の2分の1以内とし、補助限度額は次のとおりです。

- |       |     |        |
|-------|-----|--------|
| ■避妊手術 | 犬1頭 | 4,000円 |
|       | 猫1匹 | 3,000円 |
| ■去勢手術 | 犬1頭 | 3,000円 |
|       | 猫1匹 | 2,000円 |

### 【申請方法】

手術を行った日から20日以内に、市役所2階生活環境課に申請してください。

※予算がなくなり次第受付を終了します。

### 【持ち物】

- ・犬猫避妊去勢手術補助金交付申請書
- ・手術を行った獣医師が発行した領収書の写し
- ・振込先口座がわかるもの

## 関連ファイルダウンロード

[犬猫避妊去勢手術補助金交付申請書](#) WORD形式 / 22.97KB

## 問い合わせ先

このページに関するお問い合わせ先は [生活環境課](#) です。

市役所 2階 〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地

電話番号：0297-35-2121/0280-88-0111（代） 0297-21-2189（直通）

[メールでのお問い合わせはこちら](#)